

令和7年度 保育園等入園のしおり



■ 令和7年4月入園・転園申請受付期間 ■

- 1次申請：令和6年11月18日（月）～令和6年11月29日（金）
2次申請：令和6年12月2日（月）～令和7年2月14日（金）
3次申請：令和7年2月17日（月）～令和7年3月10日（月）
5月入園以降の申請：原則、入園希望月の前月15日
※詳細は、5～6ページをご覧ください。

「子どものための教育・保育給付認定申請書」「令和7年度保育園等入園申込書兼児童台帳」「就労証明書」「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」「保育園等の転園申請書」「保育園等の退園届」「保育園等入園申込取下書」の用紙は、子育て応援課保育・幼稚園係窓口で配布します。
また、瑞穂町のホームページからも印刷できますのでご利用ください。

※このしおりには、保育園等の入園申込み手続き等の情報が記載してあります。
入園を希望される方は必ずお読みいただき、申込み後も大切に保管してください。

マイナンバーカードをお持ちの方は、オンライン申請が可能です。

申請はこちらから（マイナポータルへ）→ → →

自治体を「東京都 瑞穂町」に設定し、

- 「教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込」から申請してください。



瑞穂町 福祉部
子育て応援課 保育・幼稚園係
〒190-1292
瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
TEL：042-557-8658

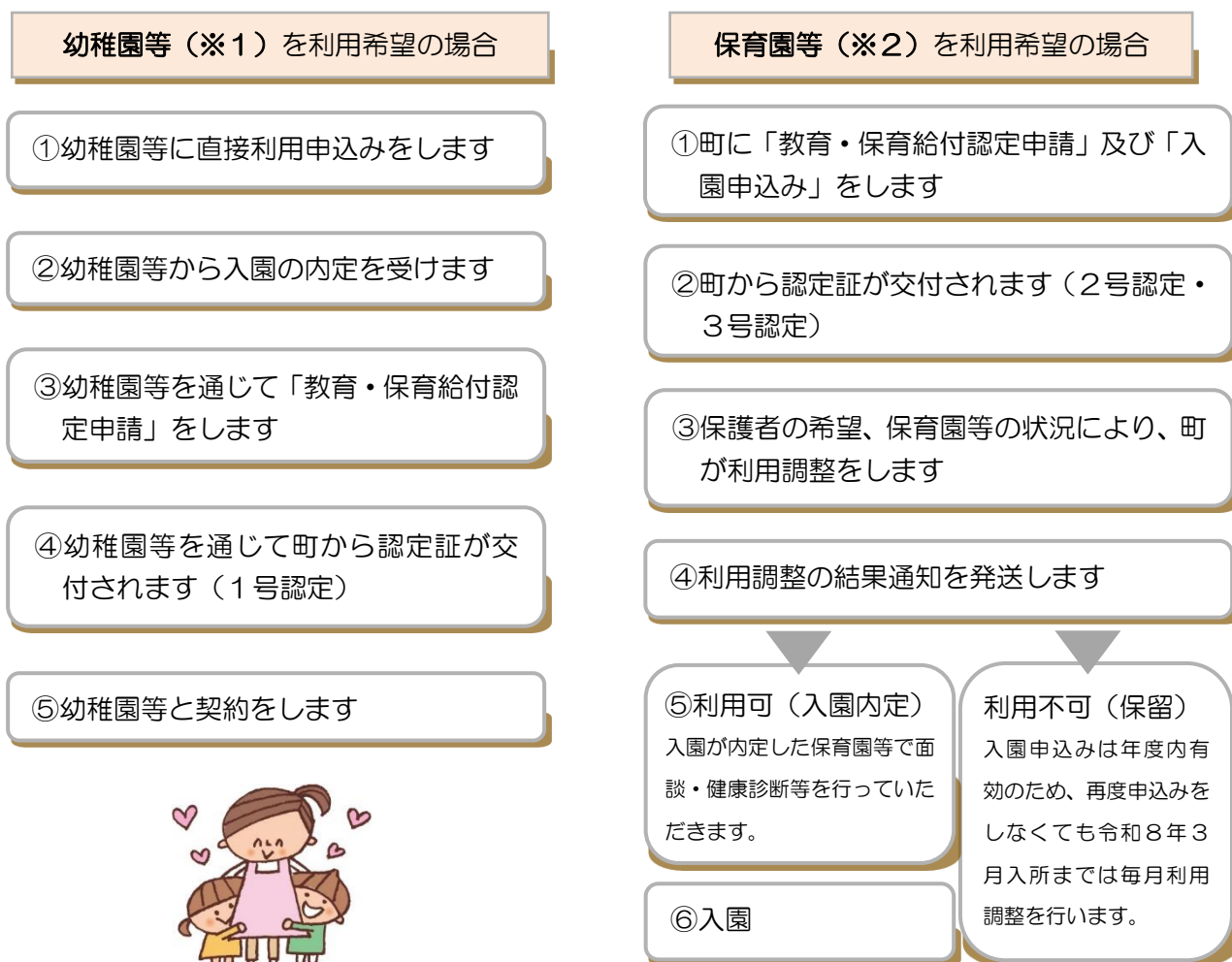


1. 入園手続きの流れ	1
2. 子どものための教育・保育給付認定	1
3. 保育を必要とする事由	2
4. 保育の必要量に応じた利用時間の区分	3
5. 保育利用可能時間	4
6. 令和7年度クラス（保育年齢）早見表	4
7. 子どものための教育・保育給付認定申請	5
8. 子どものための教育・保育給付認定証の交付	5
9. 入園申込み	5
10. 利用調整	9
11. 利用調整結果通知	12
12. 認定こども園	13
13. 小規模保育事業所	14
14. 幼稚園	14
15. 保育料	15
16. 実費徴収に係る補足給付事業	18
17. 入園後の各種手続き	18
18. その他の保育サービス	20
19. 町内保育園等地図	21
20. 町内保育園等一覧	22
21. 町内保育園等紹介	24



1. 入園手続きの流れ

入園の手続きは、利用する施設により手続き方法が異なります。



※1 幼稚園等：新制度の幼稚園、認定こども園の教育部分

※2 保育園等：認可保育園、認定こども園の保育部分、地域型保育事業所（家庭的保育[保育ママ]、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

【注意事項】

東京都認証保育所は施設へ直接申込みをしてください。

2. 子どものための教育・保育給付認定

幼稚園等及び保育園等を利用するには、子どものための教育・保育給付認定を受ける必要があります。保育の必要性の有無や事由に応じて子どものための教育・保育給付認定証が交付され、認定された区分により利用できる施設や時間、保育料が異なります。

教育・保育給付認定区分	対象年齢	保育の必要性		利用できる施設
1号（教育）認定	満3歳以上	なし（教育のみ）	教育標準時間	新制度幼稚園、認定こども園の教育部分（※3）
2号（保育）認定	満3歳以上	あり	保育標準時間	認可保育園、認定こども園
			保育短時間	
3号（保育）認定	3歳未満	あり	保育標準時間	認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所（※4）
			保育短時間	

- ※3 「福正寺松濤幼稚園」、「瑞穂のぞみこども園」へ1号（教育）認定での入園を希望する場合は、園へ直接申込みをしてください。「瑞穂のぞみこども園」へ2号・3号（保育）認定での入園を希望する場合は、子育て応援課保育・幼稚園係で教育・保育給付認定申請及び入園申込みをしてください。

「如意輪幼稚園」は令和6年11月現在、新制度へ移行していないため、入園を希望する場合は教育・保育給付認定を受ける必要はありません。如意輪幼稚園へ直接申込みをしてください。

なお、町外の新制度に移行している幼稚園へ入園を希望する場合は、希望する幼稚園へ教育・保育給付認定申請をしてください。当該幼稚園が新制度に移行しているかどうかは、各園に直接お問い合わせください。

- ※4 令和6年11月現在、町内には1園の小規模保育事業所（ゆめのもり保育園）があります。

【注意事項】

- 教育・保育給付認定は保育の必要性の有無を判定するものであり、保育園等の利用を約束するものではありません。
- 教育・保育給付に係る認定事務が集中する時期は、審査に時間を要することから教育・保育給付認定の審査結果通知が、申請後30日を超える場合があります。
- 教育・保育給付認定申請は、保護者の居住地の市区町村で行ってください。
- 3号認定のお子さまには、満3歳を迎える誕生月の前月末に新しい教育・保育給付認定証（2号認定）を送付します。（3号認定から2号認定へ変更になるため）
- 認定有効期間内であっても、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定は取消しとなります。
- 認定区分の変更が生じた場合は、速やかに教育・保育給付認定変更申請を行ってください。

3. 保育を必要とする事由

保育園等は、児童福祉法に基づき、保護者が仕事や病気等のためお子さんを家庭で保育できないとき、保護者に代わって保育をする施設です。

したがって、保育園等は幼児教育を目的とする幼稚園とは異なり、小学校入学準備としての「しつけ」や「集団生活に慣れさせるため」というようなことは、入園の事由にはなりません。

生後57日目から小学校就学前までの児童で、保護者が次のいずれかに該当し、かつ、他の家族も児童の保育にあたれない場合に入園要件が満たされます。

保育を必要とする事由	入園要件	入園期間
就 労	週3日以上、1日4時間以上の就労の場合 （内職を含みます。）	就労している期間
出 産	出産のため自宅保育ができない場合	出産予定月と前後2か月の最長5か月
疾 病	入院や通院が必要で自宅保育が困難と診断された場合	入院、通院期間
障 が い	心身に障がいがある場合	該当期間
介護・看護	週3日以上、1日4時間以上入院や通院等で付き添いを要する場合	介護・看護期間
災害復旧	災害等の復旧にあたっている場合	必要な期間
求職活動・内定	求職活動中である場合、就労が内定している場合	3か月以内
就 学	週3日以上、1日4時間以上の就学の場合 （通信添削等は含みません。）	就学している期間
そ の 他	上記と類する状態として町長が認める場合	保育を必要とする期間

【注意事項】

- ・ 幼稚園型認定こども園「瑞穂のぞみこども園」は生後6か月以降から受入れをしています。
- ・ 保育園等の入園承諾期間終了後や教育・保育給付認定有効期間終了後も引き続き保育園等の利用を希望する場合は、改めて教育・保育給付認定申請をしていただく必要があります。教育・保育給付認定変更申請書及び保育の必要性を証明する書類（就労証明書など）を、期間が終了する月の前月15日まで（土・日曜日、祝日の場合はその直前の開庁日まで）に子育て応援課保育・幼稚園係へご提出ください。ただし、町外の保育園等の利用を希望する場合は前月の10日までにご提出ください。

4. 保育の必要量に応じた利用時間の区分

保育の必要量により、利用できる保育時間が「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。保育の必要量は、提出された就労証明書等により判断し認定します。

教育・保育給付認定区分	保育必要量	保育を必要とする事由	利用できる時間
1号（教育）認定	教育標準時間		1日4時間を標準
2号・3号（保育）認定	保育標準時間	就労（内定を含む）、出産、疾病、障がい、介護・看護、就学、その他	1日最長11時間（フルタイム就労を想定した保育時間）
	保育短時間	就労、育児休業中、疾病、障がい、介護・看護、就学、求職活動、その他	1日最長8時間（パートタイム就労を想定した保育時間）

【注意事項】

- ・ 保育標準時間認定の方が育児休業に入られた場合は、保育短時間認定に変更となりますので必ず子育て応援課保育・幼稚園係にご連絡ください。
- ・ 教育・保育給付認定区分と利用時間は、保護者の保育の必要量により決定します。
- ・ 教育・保育給付認定区分の変更により、利用可能時間が変更となる場合があります。
- ・ 保育標準時間認定を受けても、保育短時間認定を選択できます。
- ・ 保育短時間に該当する方を、状況により保育標準時間として認める場合は以下の通りです。
 - ① 1日8時間未満の就労だが、勤務時間帯との関係から常態として利用時間帯を超えて保育施設を利用せざるを得ない場合
 - ② シフト制等の勤務体系の方で、主としている勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8時間以上ある場合
 - ③ 通勤時間等により、利用時間が保育短時間の開始時刻または終了時刻を常態として超える場合



5. 保育利用可能時間

町内の保育園等の開園時間は、通常、7時から18時まで（南平保育園）または7時30分から18時30分まで（南平保育園以外）です。開園時間内での利用可能時間は、給付認定区分や教育・保育時間の区分により異なります。

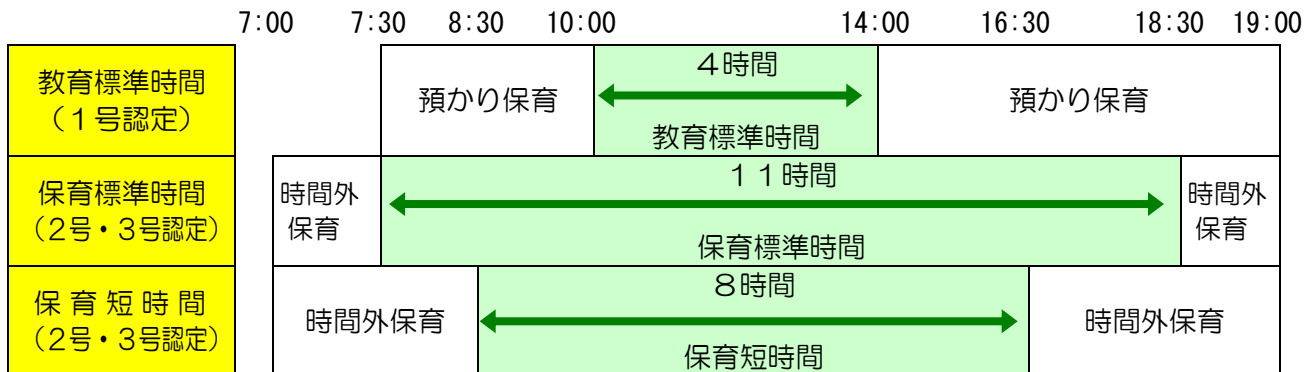
町外の保育園等の開園時間は、各施設に直接お問い合わせください。

●保育標準時間：（南平保育園以外）7時30分から18時30分までの最長11時間

（南平保育園）7時から18時までの最長11時間

●保育短時間：（全園）8時30分から16時30分までの最長8時間

●各区分における利用可能な時間帯（例）



【注意事項】

- ・ 預かり保育や時間外保育の利用は、有料となります。
- ・ 預かり保育や時間外保育の利用可能な時間及び年齢等、詳しくは保育園等にお問い合わせください。

6. 令和7年度クラス（保育年齢）早見表

クラスは、令和7年4月1日時点の年齢で決まります。

クラス	生年月日	
0歳児	令和6年4月2日～ (2024年)	生後57日目から受入れます ※瑞穂のぞみこども園は生後6か月以降から
1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日 (2023年) (2024年)	
2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日 (2022年) (2023年)	
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日 (2021年) (2022年)	
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日 (2020年) (2021年)	
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日 (2019年) (2020年)	



7. 子どものための教育・保育給付認定申請

申請は子育て応援課保育・幼稚園係で受け付けます。申請書は瑞穂町ホームページからも印刷できます。

新規に「教育・保育給付認定申請」及び「入園申込み」をされる方

教育・保育給付認定申請と、保育園等の入園申込みは同時に行うことができます。

「子どものための教育・保育給付認定申請書」及び「令和7年度保育園等入園申込書兼児童台帳」に必要事項を記入し、保育を必要とする事由を証明する書類（7ページ参照）を添付して子育て応援課保育・幼稚園係へ提出してください。

すでに教育・保育給付認定教育・保育給付認定の変更申請をされる方

保育を必要とする事由や保育必要量等を変更する場合は、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」及び変更後の保育を必要とする事由を証明する書類（7ページ参照）を、変更したい月の前月15日まで（土・日曜日、祝日の場合はその直前の開庁日まで）に子育て応援課保育・幼稚園係へ提出してください。申請の翌月1日から変更となります。なお、変更前の教育・保育給付認定証はご返却ください。

8. 子どものための教育・保育給付認定証の交付

教育・保育給付認定申請または認定変更申請の内容及び保育の必要性を審査し、認定された場合は「子どものための教育・保育給付認定証」を交付します。

※ 教育・保育給付認定は保育の必要性の有無を判定するものであり、保育園等の利用を約束するものではありません。

※ 3号認定のお子さまには、満3歳を迎える誕生月の前月末に新しい「子どものための教育・保育給付認定証（2号認定）」を送付します。（3号認定から2号認定へ自動的に変更になります）

9. 入園申込み

下記の事項を確認し、子育て応援課保育・幼稚園係へ申込みをしてください。

なお、申込書の提出後に勤務状況や家庭状況等が変わった方は、速やかに子育て応援課保育・幼稚園係へご連絡ください。提出書類の記載内容と事実が異なる場合、申込みの無効または入園取消となる場合があります。

町外の保育園等へ入園を希望する場合
町民ではない方が瑞穂町の保育園等へ入園を希望する場合

8～9ページを
ご確認ください

申請受付期間

令和7年4月1日に入園を希望する場合



● 1次申請：令和6年11月18日（月）～令和6年11月29日（金）

- ・ 受付期間後も随時受け付けをしますが、上記期間中の申込みを優先します。
- ・ 求職活動中の方は、上記期間中に申請した場合も、2次審査からの利用調整となります。

● 2次申請：令和6年12月2日（月）～令和7年2月14日（金）

● 3次申請：令和7年2月17日（月）～令和7年3月10日（月）

利用調整結果（入園の可否）の通知時期は12ページをご確認ください。

【注意事項】

- ・ 保育を必要とする事由が求職活動で申し込む方は、1次申請受付期間中に申込書を提出した場合も、2次審査からの利用調整となります。ただし、申込書提出後に勤務を開始した方は、就労証明書をご提出いただければ、ご提出いただいた時点での利用調整の対象とします。また、その他にも保育を必要とする事由等の変更により利用調整の対象となる場合がありますので、申込書提出後に状況が変わった方は、子育て応援課保育・幼稚園係へご連絡ください。
- ・ 入園決定後に希望園を変更する場合は「転園申請書」を子育て応援課保育・幼稚園係へご提出ください。

令和7年5月1日以降に入園を希望する場合



定員に空きがある場合にのみ利用調整を行います。

入園希望月	申込期限	入園希望月	申込期限
		令和7年10月1日入所	令和7年 9月12日（金）
令和7年5月1日入所	令和7年4月15日（火）	// 11月1日入所	令和7年10月15日（水）
// 6月1日入所	令和7年5月15日（木）	// 12月1日入所	令和7年11月14日（金）
// 7月1日入所	令和7年6月13日（金）	令和8年 1月1日入所	令和7年12月15日（月）
// 8月1日入所	令和7年7月15日（火）	// 2月1日入所	令和8年 1月15日（木）
// 9月1日入所	令和7年8月15日（金）	// 3月1日入所	令和8年 2月13日（火）

利用調整の結果（入園の可否）の通知時期は12ページをご確認ください。

受付場所

子育て応援課 保育・幼稚園係（瑞穂町役場1階）

受付時間：8時30分から17時まで

※ 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は除きます。

※ 4月入園の1次申請期間中の木曜（令和6年11月21日・28日）は20時まで受け付けます。

必要書類等

★の様式は子育て応援課保育・幼稚園係の窓口で配布しています。

また、町ホームページにも掲載していますのでご利用ください。→ → → →



① 子どものための教育・保育給付認定申請書★

すでに認定を受けている方は提出不要です。ただし、保育を必要とする事由が変更となる方は提出してください。

② 令和7年度保育園等入園申込書兼児童台帳★

令和7年4月以降に育児休業給付金の支給対象期間延長手続きを行う可能性がある方は、手続きに必要となるため、事前にご自身で入園申込書のコピーをとってください。（オンライン申請の方は、申込内容を印刷、または申し込みを行った画面を印刷してください。）詳しくはハローワークまたは勤務先にお問合せください。

③ 保育を必要とする事由を証明する書類（父母ともに必要です）

保育を必要とする事由	必要書類
就 労	就労証明書★（申請日以前3か月以内に発行されたもの） ※証明日が雇用開始日前の場合、求職活動（内定）扱いになります。
出 産	母子手帳（表紙及び出産予定日の記載のページ）の写し
疾 病	自宅保育が困難であると記載された診断書（申請日以前6か月以内に発行されたもの）
障 が い	愛の手帳・身体障害者手帳等の写し
介護・看護	通院や介護・看護の状況がわかる書類等
災害復旧	申立書・り災証明書等
求職活動・内定	既に活動を行っている方は活動状況がわかる書類、内定者は就労証明書
就 学	在学証明書、授業のカリキュラム等
そ の 他	保育を必要とする事由が証明できる書類等

- ・ 「就労証明書」は、職場の方に記入していただく書類です。その職場での勤務実績がある方は、「就労実績」の欄に直近3か月分の勤務実績を記入してもらってください。また、内定及び勤務開始直後の方は、勤務開始後3か月分の勤務予定を記入してもらってください。
- ・ 「就労証明書」は、記入者から受け取った際に、記入漏れがないか必ずご確認ください。
- ・ 保育を必要とする事由の確認のため、勤務先等に連絡・訪問し状況を確認する場合があります。

④ 保育料算定のための、マイナンバーによる地方税関連情報等取得同意書または住民税課税（非課税）証明書（父母ともに該当する方のみ必要です）

令和7年8月1日までに入園を希望する場合

令和6年1月1日現在、瑞穂町に住民登録がなかった方は、「マイナンバーによる地方税関連情報等取得同意書」または令和6年1月1日に住民登録のあった市区町村で発行される「令和6年度住民税課税（非課税）証明書」を提出してください。

令和7年9月1日以降に入園を希望する場合

令和7年1月1日現在、瑞穂町に住民登録がなかった方は、「マイナンバーによる地方税関連情報等取得同意書」または令和7年1月1日に住民登録のあった市区町村で令和7年6月頃から発行される「令和7年度住民税課税（非課税）証明書」を提出してください。

- ・ 「マイナンバーによる地方税関連情報等取得同意書」をご提出いただいた場合でも、マイナンバーによる情報取得の結果、保育料算定のための情報が不足している場合、住民税課税（非課税）証明書の提出が必要です。
- ・ 父または母が配偶者の控除対象配偶者となっている場合も、**父母ともに住民税課税（非課税）証明書が必要**です。
- ・ 父母ともに市町村民税が非課税であり、同一世帯に祖父母等がいる場合は、その方の住民税課税（非課税）証明書も提出していただく場合があります。
- ・ 令和6年1月1日以降に外国から瑞穂町へ転入された方、外国での所得がある方などは、保育料を決定する際に必要な書類（外国での所得や納税額が分かるもの）を提出してください。**書類の提出がない場合は、最高階層の保育料となります。**

（例）令和6年1月1日時点でアメリカ合衆国に居住の方

→2023年分W-2（wage&tax 米国の給料と納税の証明書）等

令和7年1月1日時点でアメリカ合衆国に居住の方

→2024年分W-2（wage&tax 米国の給料と納税の証明書）等

【注意事項】

- 全ての提出書類において、消えるボールペンは使用しないでください。
- 記入内容に不備がある場合や書類が不足している場合は、受付できません。
- 提出書類は一切お返しできません。
- 提出書類に事実と異なる記載があった場合、申込みの無効または入園取消しとなることがあります。

町外の保育園等へ入園を希望する場合

市区町村によって、入園するための要件、必要書類、申込期限等が異なるので、町外の保育園等を希望する場合は、必ず事前に希望先の市区町村にお問い合わせください。

町外への転出予定がない方

必要書類：6～8 ページに掲載している必要書類に加え、希望先の市区町村が指定する必要書類

提出先：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係

提出期限：希望先の市区町村にお問い合わせください。

（提出された書類をもとに瑞穂町から希望先の市区町村へ入園協議を行いますので、希望先の区市町村が定める提出期限の1週間前までには必ずご提出ください。）

結果通知：瑞穂町から保護者へ通知します。

町外への転出予定がある方（入園希望月の前月末までに転出予定の方）

必要書類：希望先の市区町村が指定する必要書類

提出先：希望先の区市町村へ直接提出してください。

提出期限：希望先の区市町村が定める提出期限

結果通知：希望先の区市町村から保護者へ通知します。

【注意事項】

- 入園希望月以降に転出予定の方は、上記の「町外への転出予定がない方」のとおり提出してください。
- お子さんが瑞穂町の保育園等に在園している場合は、転出の際に必ず子育て応援課保育・幼稚園係へ「保育園等の退園届」を提出してください。

町民ではない方が瑞穂町の保育園等へ入園を希望する場合

瑞穂町への転入予定がない方

必要書類：6～8 ページに掲載している必要書類（瑞穂町の様式、お住まいの区市町村の様式いずれも可）

提出先：お住まいの区市町村

提出期限：瑞穂町が定める申込期限（5・6 ページ参照）の、おおむね1週間前まで

（お住まいの区市町村から瑞穂町へ入園協議をしていただくため、期限に余裕を持って提出してください。）

結果通知：お住まいの区市町村から保護者へ通知します。

【注意事項】

- 令和7年4月1日入園を申し込む場合、0～2歳児クラスで保護者が瑞穂町在勤（内定を含む）の方は、2次審査から利用調整の対象となります。（選考は町民優先）
- 令和7年4月1日入園を申し込む場合、3～5歳児クラスは、保護者の瑞穂町での在勤の有無に関わらず、2次審査から利用調整の対象となります。（選考は町民優先）
- 令和7年4月1日入園を申し込む場合、0～2歳児クラスで保護者の瑞穂町での在勤（内定を含む）がない方は、3次審査から利用調整の対象となります。（選考は町民優先）
- 令和7年5月1日以降の入園を申し込む場合、町民の選考終了後、定員に空きがある場合のみ利用調

整を行います。

- ・ 0歳児～2歳児クラスは、入園が決定した場合、入園期間は令和8年3月末までです。（令和8年度の継続利用はできません。）令和8年度も利用を希望する方は改めて入園申し込みをしていただく必要がありますが、瑞穂町での在勤がなく瑞穂町への転入予定がない方は、3次審査から利用調整を行うため（町民優先）、申し込み状況により入園できない可能性があります。

瑞穂町へ転入予定がある方（入園希望月の前月末までに転入予定の方）

必要書類：●6～8ページに掲載している必要書類（瑞穂町の様式）

- 転入誓約書（子育て応援課保育・幼稚園係の窓口で配布および瑞穂町ホームページに掲載しています。）
- 不動産の売買契約書または賃貸契約書の写し

提出先：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係へ直接提出してください。

提出期限：瑞穂町が定める申込期限（5・6ページ参照）

結果通知：瑞穂町から保護者へ通知します。

【注意事項】

- ・ 入園月の前月末までに転入（住民票の異動）をしなかった場合は、入園を取り消します。
- ・ 入園月以降に転入予定の方は、前記の「瑞穂町への転入予定がない方」のとおり提出してください。

10. 利用調整

申込み締切後、申込書類を基に保育の必要性を「保育園等利用調整基準表」及び「調整指数表」に基づき指数化します。定員に空きがある保育園等について利用調整を行い、指数の高い方から順に希望する保育園等への入園決定をします。指数が同じ場合は「優先順位」により決定します。

●保育園等利用調整基準表

項目	保護者の状況(同居の親族その他の者が当該児童を保育することができない場合)			指数
	類 型	細 目		
1	就 労	週 5 日(月 20 日以上)	1 日 8 時間以上の就労を常態	20
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労を常態	18
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労を常態	16
		週 4 日(月 16 日以上)	1 日 8 時間以上の就労を常態	18
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労を常態	16
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労を常態	14
		週 3 日(月 12 日以上)	1 日 8 時間以上の就労を常態	16
			1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労を常態	14
			1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労を実態	12
		その他	上記に類する状態にあり、明らかに保育が必要と認められる場合	12
2	出 産	出産予定月とその前後 2 か月の通算 5 か月以内		18

3	疾病 障がい	入院	入院が 1 か月以上にわたると見込まれる場合	20
		自宅療養	常時病臥・精神疾患・感染症疾患	20
			週 3 日以上通院を常態	16
			週 1 日～2 日以上通院を常態	14
			上記以外の自宅療養で保育が必要と認められる場合	12
		障がい	身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度	20
			身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 3 度	18
			身体障害者手帳 4 級、愛の手帳 4 度	16
4	介護 看護	常時介護及び看護を必要とする場合又は週 5 日以上入院や通院等で付添いが必要と認められる場合		20
		一部介護及び看護を必要とする場合又は週 3 日以上入院や通院等で付添いが必要と認められる場合		12
		上記以外で、介護・看護により保育に当たれないと認められる場合		10
5	災害復旧	災害等による家屋の損傷その他災害復旧のために保育に当たれない場合		20
6	求職活動	就労内定	1 か月 160 時間以上の就労を常態	16
			1 か月 120 時間から 159 時間までの就労を常態	14
			1 か月 80 時間から 119 時間までの就労を常態	12
			1 か月 48 時間から 79 時間までの就労を常態	10
			その他	8
		就労未定	求職活動の実態を証明できる場合	8
			証明書類がない場合	6
7	就学	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める学校、職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設に在籍し、日中の外出を常態とする場合		16
		学校教育法に定める学校等の通信教育課程で、実習等のある場合		14
		上記に掲げるほか、通学等の態様から明らかに保育に当たれないと認められる場合		12
8	その他	不存在	保護者の死亡・離別・行方不明・拘禁等	20
		その他	前各号に掲げるもの以外で、児童の安全のために適切な保育が必要であると町長が特別に認める場合	協議の上決定



●調整指数表

項目	事 由	条 件	調整指数
1	生活保護	生活保護受給世帯の場合	4
2	ひとり親家庭等	ひとり親家庭又はこれに準ずる世帯の場合	4
3	就労	保育施設又はこれに準ずる施設で、乳幼児を保育し、又は教育する業務に従事している場合	1
		就労実績がない場合	-2
		親族が経営している事業所等に勤務しており、配偶者控除又は扶養控除の対象となっている場合	-2
4	祖父母	65歳未満の同一世帯の祖父母によって家庭において養護が可能で、児童の保育を必要としない場合	-1
5	兄弟姉妹等	双子以上の多胎児が同一の保育園等に入所を希望する場合	2
		兄弟姉妹と同一の保育園等に入所を希望する場合	2
6	認証保育所等在園	認証保育所等に申込み児童を預けており、保育を必要とする事由に該当する場合	2
7	小規模保育施設等	小規模保育事業所等を卒園し、別の保育園等に入園する場合	3
8	利用者負担額滞納	過去3月分以上の利用者負担額の滞納(卒園児を含む。)がある場合	-10
9	町外在住	町内に勤務地があるが、転入予定のない場合	-4

●優先順位

選考段階	事 由
1	町内在住者(転入予定者を含む。)
2	下記の項目に該当する場合 (1) ひとり親家庭等 (2) 生活保護世帯 (3) 虐待又は配偶者からの暴力のおそれがある場合等社会的養護が必要な場合 (4) 父又は母が育児休業明けである場合 (5) 兄弟姉妹と同一の保育園等に入所を希望する場合 (6) 小規模保育事業所等の卒園児童
3	保護者の選考指数の和の高い者
4	申込み児童の保護者が保育従事者である場合
5	入園を希望する年度の前年度の住民税所得割額(父及び母の合算額をいう。)の低い世帯

1 1. 利用調整結果通知

入園の可否については封書にて通知します。

【4月1日入園】

- ・ 1次審査…2月上旬ごろ発送予定
- ・ 2次審査…3月上旬ごろ発送予定 ※求職活動中の方は、2次審査からの利用調整となります。
- ・ 3次審査…3月中旬ごろ発送予定

【5月1日以降の入園】

- ・ 入園希望月の前月25日頃までに届くよう発送します

利用可（入園内定）となった方

各保育園等で面談・健康診断等を行います。

面談時に、申込書の記載内容と異なる事実が発覚した場合、入園取消となることがあります。

● 慣らし保育

入園後、集団生活に慣れるまでの間は通常保育が困難なため、短時間の慣らし保育を行います。期間や時間は児童の年齢等により異なりますので、詳しくは保育園等にお問い合わせください。

● 時間外保育（延長保育）

保育時間の区分（保育標準時間または保育短時間）により、時間外保育となる時間帯が異なります。

利用可能な時間及び年齢等、詳しくは保育園等にお問い合わせください。

※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯には減免制度があります。

● 勤務時間や職場が変わる方

勤務時間や日数、職場等勤務条件が変更になった場合、就労証明書（勤務条件変更後に記入されたもの）を提出してください。

● 求職活動で入園する方

保育の利用期間（入園承諾期間）は3か月間です。継続して通園を希望する場合は、入園月の翌々月の15日まで（土・日曜日、祝日の場合はその直前の開庁日まで）に就労証明書を提出し、その翌月の末日までに勤務を開始してください。

提出が無い場合は、その月の末日をもって退園となります。

● 求職活動（就労内定）で入園する方

保育の利用期間は3か月間です。入園申込み時に提出した就労証明書の内容どおりに勤務を開始した場合、速やかに就労証明書（勤務開始後に記入されたもの）を提出してください。

提出が無い場合は、入園月の翌々月の末日をもって退園となります。

● 育児休業中（復帰予定）で入園する方

原則、入園月の翌月1日までに復帰してください。復帰した月の月末までに就労証明書（復帰後に記入され、復職年月日が明記されているもの）を提出してください。

提出が無い場合は、その月の末日をもって退園となります。

育児休業復帰の方の就労証明書はオンラインでも提出できます。→ → →



● 出産で入園される方

保育の利用期間は出産予定月と前後2か月の最長5か月です。継続して通園を希望する場合でも、一度退園となるため、改めて認定申請が必要です。なお、保育が必要な事由を出産から求職活動に変更して継続利用することはできません。求職中の要件で改めて利用調整を行うため、調整の結果、継

続利用ができない場合があります。

● 転園が決定した方

転園が決定すると、現在入園している保育園等には別の児童が入園します。転園の希望を取り消し、**元の保育園等に戻ることはできません**ので、十分ご検討の上お申し込みください。転園申請書提出後に転園の希望がなくなった場合は、速やかに「保育園等入園申込取下書」を提出してください。

利用不可（保留）となった方

定員に空きがない等の理由で入園できなかった方は入園保留となりますが、申込書類は令和7年度内（令和8年3月入園まで）有効となります。令和7年度中は、入園希望月の翌月以降も利用調整を行いますので、再度申込みをする必要はありません。

年度途中で在籍児の退園等で定員に空きが生じた場合は、提出されている申込書類を基に利用調整を行い、指数の高い方から順に入園決定をしますが、申込み状況により、令和7年度末までに入園できない場合もあります。

希望する保育園等や保育を必要とする事由等の変更があった場合は、速やかに必要書類等を提出してください。各月の入園申込み締切日までに提出されれば、翌月分の利用調整から有効となります。

※ 利用調整結果（利用可・不可）の通知は、申込みをした最初の入園希望月のみ通知しますが、翌月以降は利用可となった場合のみ通知します。

入園を辞退する方

入園決定を辞退する場合は、速やかに「保育園等入園申込取下書」を提出してください。再度入園を希望する場合は、改めて入園申込みが必要となります。

なお、入園決定を辞退した場合は、「保育園入園保留通知書」は発行できません。

12. 認定こども園

認定こども園は0歳児から5歳児までが対象で、幼稚園と保育園の両方の良さをあわせ持ち、都道府県から認定を受けた施設です。

令和7年4月時点で、町内には1園の認定こども園があります。（瑞穂のぞみこども園）

町内・町外問わず申込方法や保育料等は同様ですが、保育園部分と幼稚園部分とでは申込方法や保育料等が異なりますのでご注意ください。

● 保育園部分への入園をご希望の場合

2号・3号（保育）認定申請及び保育園等入園申込みが必要です。（5～8ページ参照）

● 幼稚園部分への入園をご希望の場合

1号（教育）認定申請が必要です。

「子どものための教育・保育給付認定申請書」を園へご提出いただき、園と直接入園契約をしてください。（「子どものための教育・保育給付認定申請書」は、園を通じて子育て応援課保育・幼稚園係に提出していただくことになります。）

● 利用者負担額（保育料）

町の規則で定められた市町村民税所得割額に応じた保育料を園に直接支払っていただきます。

● 幼稚園補助金（※1号《教育》認定の方のみ）

私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金（都制度）が対象となります。

1 3. 小規模保育事業所

小規模保育事業所は、0歳児から2歳児までが対象で、定員が6人以上19人以下の家庭に近い雰囲気できめ細やかな保育を行う施設です。基準職員は全員が保育士資格を所有しており、職員の配置基準や、児童1人に対する保育室等の面積も認可保育園と同様で、町が認可した保育所です。

利用調整や保育料の算定は認可保育園と同様に町が行いますが、保育料は直接施設へ納付していただきます。

令和6年11月現在、町内には1園の小規模保育事業所（ゆめのもり保育園）があり、同園卒園後に認可保育園または認定こども園への入園を希望する場合は、新年度4月入園の申込み時期に「保育園等の転園申請書」を子育て応援課保育・幼稚園係へ提出していただき、利用調整を行います。ご希望の保育園等に転園できるよう考慮しますが、入園希望者が集中する保育園等もありますので、ご希望に添えない場合があります。

1 4. 幼稚園

令和7年4月時点で、町内には3園の幼稚園（瑞穂のぞみこども園の幼稚園部分、福正寺松濤幼稚園、如意輪幼稚園）があります。

瑞穂のぞみこども園は認定こども園であるため、「**1 2. 認定こども園**」のとおりです。

町内・町外問わず新制度へ移行した幼稚園の申込方法等については以下に記載のとおりです。（町内で新制度の幼稚園は福正寺松濤幼稚園のみです。）

如意輪幼稚園は令和6年11月現在、新制度へ移行していないため、入園を希望する場合は従来どおり園へ直接申し込んでいただきます。

● 新制度の幼稚園へ入園をご希望の場合

1号（教育）認定申請が必要です。

「子どものための教育・保育給付認定申請書」を園へご提出いただき、園と直接入園契約をしてください。（「子どものための教育・保育給付認定申請書」は、園を通じて子育て応援課保育・幼稚園係に提出していただくことになります。）

● 幼稚園補助金

私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金（都制度）が対象となります。



15. 保育料

●保育料の算定方法

保育料は、原則的には父母の令和6年度・令和7年度市町村民税所得割合算額と、入園児童の令和7年4月1日現在の年齢及び各月1日時点の保育時間により決定します。

父母が市町村民税非課税かつ同一世帯に扶養義務者がいる場合は、扶養義務者のうち所得の高い方の市町村民税所得割額で決定します。

保育短時間（8時間保育）は、保育標準時間（11時間保育）より保育料は低く設定されますが、町内・町外いずれの公私立の保育園等に入園しても保育料は変わりません。

なお、3歳児から5歳児の給食費（副食費《おかず代》）は保護者負担となりますが、市町村民税所得割額57,700円未満（ひとり親世帯等については77,101円未満）の世帯の子どもと、全ての世帯の第3子（保育所等に通っている子どものうち最年長者から数えて3番目）以降の子どもについては免除されます。

- ・ 住宅借入金等特別控除・寄附金税額控除等は控除を受けていないものとして算定します。
- ・ 利用する施設により、実費負担や上乗せ利用料が生じる場合があります。
- ・ 扶養義務者の転出入により保育料が変更となる場合がありますので、世帯の状況が変わった場合は子育て応援課保育・幼稚園係へご連絡ください。

●0～2歳児の子どもがいる世帯

保育所等利用多子世帯負担軽減事業

子どもが2人以上いる世帯が保育所等を利用した際の負担軽減の観点から、年齢に関係なく最年長者から順に数えて2人目以降の子どもの保育料を無料にするものです。

- ・ 1人目 → 満額
- ・ 2人目以降 → 無料

年齢制限、所得制限なし

※瑞穂町に住民登録が無く、生計を一にする子どもがいる世帯は、該当となる場合があります。

要保護世帯等に係る特例措置

父母の市町村民税所得割合算額が77,101円未満であって、要保護世帯等^{※1}である場合、年齢に関係なく最年長者から順に数えて1人目の子どもの保育料を半額、2人目以降の子どもの保育料を無料にするものです。

※1：ひとり親世帯、身体障害者手帳等の交付を受けている方がいる世帯等

- ・ 1人目 → 半額
- ・ 2人目以降 → 無料

年齢制限なし

上記の特例措置に該当すると思われる方は、入園申込みの際にお申し出ください。

●保育料の決定及び納付方法

保育料の決定通知書（特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書）は、入園月の中旬頃までに送付します。原則として口座振替による納付をお願いしていますので、利用調整結果通知に同封する口座振替依頼書を、17ページの口座振替取扱金融機関の窓口へ提出し、手続きをしてください。

- ・ 認可保育園を利用する場合は、町に保育料を納付していただきます。
- ・ 幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所を利用する場合は直接施設へ保育料を納付していただきます。
- ・ 町外の公立保育園を利用する場合は、瑞穂町が決定した保育料を、利用している公立保育園の所在する自治体に納付していただきます。

■ 2号・3号認定保育料表

支給認定保護者の属する 世帯の階層区分			月額利用者負担額（単位：円）			
階層区分	定 義		3 歳未満児		3 歳以上児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
			第 1 子	第 1 子	第 1 子	第 1 子
A 階層	生活保護法（昭和 25 年法律 第 144 号）による被保護世帯		0	0	0	0
B 階層	当該年度分の 市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
C 階層	市町村民税課税世帯のうち 均等割のみ課税される世帯		6, 000	6, 000	0	0
D1 階層	A 階層 及び C 階層 を除き 当該年 度分の 市町村 民税課 税世帯 であっ て、そ の所得 割額が 右欄の 区分に 該当す る世帯	所 <				

備考

- 3歳未満児とは、年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、3歳以上児とは年度の初日の前日において3歳以上の児童をいう。
- この表において「保育標準時間」とは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定を、「保育短時間」とは同項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
- 所得割の額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割をいい、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の算出については、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用せず、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と生計を一にしている者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域

内に住所を有する者とみなす。

- 4 同一の世帯に2人以上の小学校就学前子どもが同時に特定教育・保育(保育に限る。)、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、当該教育・保育給付認定子どもが特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条に規定するものをいう。以下同じ。)の小学校就学前子どものうち2番目に年齢が高い者である場合は、この表の月額利用者負担額(単位：円)に掲げる第2子の欄に定める額とし、当該教育・保育給付認定子どもが特定被監護者等の小学校就学前子どものうち最も年齢が高い者及び2番目に年齢が高い者以外の者である場合は無料とする。
- 5 4の規定にかかわらず、特定被監護者等のうち、最年長者から順に数えて2人目以降の子どもに係る利用者負担額は無料とする。
- 6 3に規定する課税額は、各月初日の在籍児童の父母の階層区分がB階層のときは、当該児童と同一世帯の父母以外の扶養義務者(主としてその収入によって生計を支えている場合に限る。)の当該課税額とする。
- 7 6の規定にかかわらず、利用者負担額を決定するために必要な事項に関する書類が提出されないときは、当該年度分の市町村民税所得割額が最も高い世帯とみなして利用者負担額を決定する。
- 8 7の場合において、7の規定による決定が行われた日の属する年度と同一の年度内に7の書類が提出されたときは、改めて利用者負担額を決定する。この場合において、利用者負担額の決定は、7の規定による決定が最初に行われた月から効力を有するものとする。

●保育料の切替え時期

- ・4月分～8月分：父母の令和6年度市町村民税所得割額により算定します。
- ・9月分～3月分：父母の令和7年度市町村民税所得割額により算定します。

保育料の切替えの際には、改めて住民税課税（非課税）証明書等の提出が必要な場合があります。

●納期限・口座振替取扱金融機関

保育料の納期限は次の表のとおりです。ただし、祝日の設定により変動する場合があります。

令和7年度保育料納期限			
4月分	令和7年4月30日	10月分	令和7年10月31日
5月分	// 6月 2日	11月分	// 12月 1日
6月分	// 6月30日	12月分	// 12月25日
7月分	// 7月31日	1月分	令和8年 2月 2日
8月分	// 9月 1日	2月分	// 3月 2日
9月分	// 9月30日	3月分	// 3月31日

口座振替取扱金融機関

西武信用金庫本支店、青梅信用金庫本支店、多摩信用金庫本支店、西多摩農業協同組合本支店、ゆうちょ銀行・郵便局



●保育料を滞納した場合

保育料は、保育園等の施設運営にとって重要な財源です。

保育料を滞納すると、督促状の送付、自宅等を訪問しての納付催告、児童手当からの充当、地方税法の例により差押え等の滞納処分を行うことがあります。必ず期限までに納付してください。

16. 実費徴収に係る補足給付事業

保育園等を利用するにあたって購入が必要な教材や体操着等について、町が費用を一部負担する事業です。対象となる方には、後日申請書等を送付します。

対 象 者	<u>次の①及び②の要件をどちらも満たし、③～⑤のいずれかに該当する方</u> ①瑞穂町内に在住の方 ②保育園等、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園を利用している方 ③生活保護世帯の方 ④市町村民税非課税世帯であって、ひとり親等の世帯の方 ⑤中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の方
対象経費	教材や体操着等の購入費、行事参加費（子どもの費用に限る）等に要する費用
金 額	月額 2,700 円 ※実際にかかった金額と比べて少ない額を交付します。
交付時期	毎年4月分から8月分まで及び9月分から翌年3月分までの2期に分けて交付します。
そ の 他	<u>領収書等は申請時に必要となりますので、大切に保管してください。</u>



17. 入園後の各種手続き

保護者及び入園児童の氏名や住所、入園要件等に変更があった場合は、速やかに必要書類を提出してください。変更の内容により、入園期間や保育の利用時間、保育料等が変更となる場合があります。

●勤務先・世帯状況等の変更

勤務先や世帯の状況が変更となった場合は、次の書類を提出してください。

原則、提出された日の翌月1日から変更内容が適用されます。

・勤務先の変更：就労証明書

※勤務先の変更に伴い、保育利用時間を変更したい場合は、子どものための教育保育・保育給付認定変更申請書の提出が必要です。

・住所等の変更：子どものための教育・保育給付認定変更申請書

●「保育を必要とする事由」の変更

必要書類：「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」

変更後の保育を必要とする事由を証明する書類（7 ページ参照）

提出期限：変更したい月の前月 15 日まで（土・日曜日、祝日の場合はその直前の開庁日まで）
翌月 1 日から変更となります。なお、変更前の認定証はご返却ください。

- ※ 保育を必要とする事由が「求職活動」「就学」の方は、引き続き保育園等の利用を希望する場合は、**教育・保育給付認定の有効期間が終了する月の 15 日まで（土・日曜日、祝日の場合はその直前の開庁日まで）に改めて認定申請をしてください。**継続入園の利用調整を行い、利用の可・不可を決定します。**なお、締切日までに提出がない場合は、その月の月末をもって退園となります。**
- ※ 保育を必要とする事由が「妊娠」の方は、入園承諾期間が終了すると一度退園となるため、改めて給付認定申請と入園申込みが必要です。

●住民税課税額の変更

修正申告等により市町村民税課税額が変更となった場合は、保育料が変更となる可能性がありますので、必ず子育て応援課保育・幼稚園係へご連絡ください。

●保育園等の転園

保育園等の転園を希望する方は、転園したい月の前月 15 日まで（土・日曜日、祝日の場合はその直前の開庁日まで）に「保育園等の転園申請書」を提出してください。

町外の保育園等へ転園を希望する場合は、希望先の市区町村によって締切日が異なりますので、必ず事前に希望先の市区町村へお問い合わせください。また、町外への転出に伴い転園を希望する方は、8 ページを参照してください。

転園決定後の辞退は一切できません。十分ご検討の上お申し込みください。

●保育園等の退園

保育園等を退園する場合は、速やかに「保育園等の退園届」を提出してください。退園する月の月末までに退園届の提出がない場合、翌月の保育料も納めていただきます。

●町外への転出

町外へ転出する場合は、「保育園等の退園届」を提出してください。退園届の提出がない場合、翌月の保育料も納めていただきます。

なお、転出後も継続して現在の保育園等の利用を希望する場合も退園届の提出が必要となります（瑞穂町民としては退園するという意味で必要です）。

- ※ 0～1 歳児クラスの児童で、保護者の勤務地が瑞穂町にない場合は、転出後瑞穂町の園を継続利用できるのは令和 8 年 3 月末までです。令和 8 年度の利用を希望する場合は、改めて入園申込みが必要ですが、瑞穂町に転入予定がなく保護者が瑞穂町在勤でない場合は、3 次審査（選考は町民優先）からの利用調整となり、申し込み状況により入園できない場合があります。

●翌年度の入園継続申込

翌年度も継続して保育園等への入園を希望する場合は、「子どものための教育・保育給付認定現況届」の提出が必要となります。11 月頃に保育園等を通じて配布（町内の保育園等入園者のみ。町外の保育園等に入園している方には郵送）しますので、必ず期限までに必要書類を添付して提出してください。なお、現況届の提出がない場合や、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、3 月末をもって退園となります。

18. その他の保育サービス

●一時預かり事業

保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭など、緊急または一時的に保育園等で児童をお預かりします。

●認証保育所

大都市における多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、東京都が独自の基準を設定し、認証している保育所です。

【注意事項】

- ・ 瑞穂町には認証保育所がないため、入所を希望される場合は、近隣の市町村の施設に直接お問い合わせください。
- ・ 基本保育時間及び保育料は、施設により異なります。

●認証保育所利用者補助事業

保育園等（認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所）に入園していると仮定し算出した保育料と、認証保育所に支払っている保育料（基本料）との差額等を補助します。補助金申請書類に基づき、勤務状況や市町村民税課税状況の確認、納税調査等の審査を経て、交付要件を満たしている場合は交付します。補助金申請書類は、認証保育所利用者へ郵送します。

●瑞穂町病児・病後児保育利用料補助金

お子さまが病気等で保育園や学校等に登園、登校させることが困難で、保護者が仕事などの理由で看護ができないときに、町が指定する事業者が提供するベビーシッター等による訪問型病児・病後児保育サービスまたは他市の診療所や保育所で実施されている施設型病児・病後児保育サービスを利用した際の費用の一部を補助する制度です。

●乳幼児ショートステイ

保護者の仕事、病気、出産、事故、冠婚葬祭、病気看護、出張、育児不安、心身のリフレッシュなどの理由で一時的に子どもの養育が困難になった場合に、町が委託する施設（東京恵明学園）で短期間お子さまをお預かりします。

●ファミリー・サポート・センター

育児のお手伝いをしてほしい方（依頼会員）と、お手伝いを行いたい方（提供会員）が会員となり、育児を助け合う会員組織です。

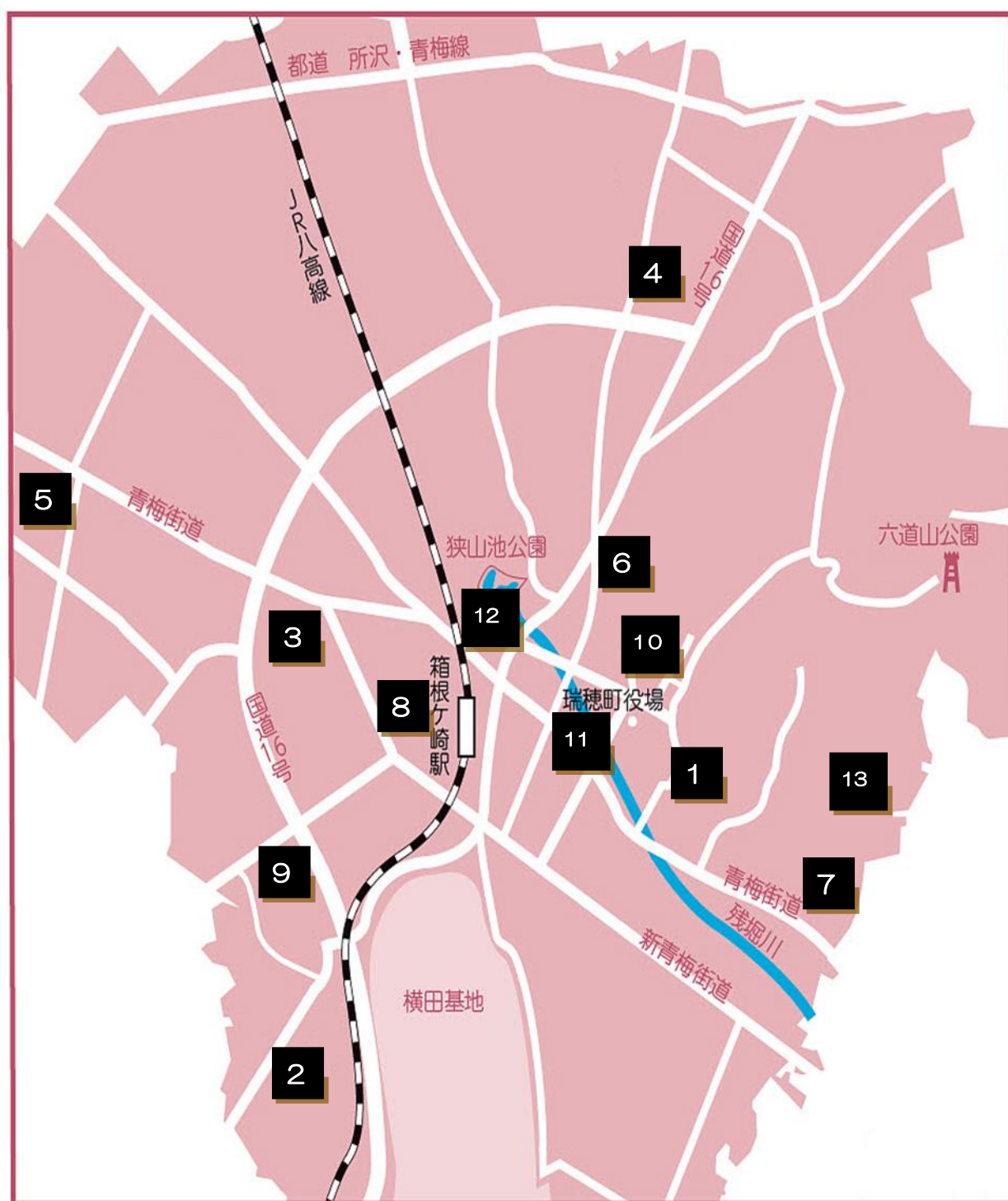
仕事、病気、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ、その他の理由により育児のお手伝いが必要なときにご利用できます。

乳幼児ショートステイ及びファミリーサポートセンターについては、瑞穂町子ども家庭支援センター

「ひばり」までお問合せください。

電話 042-568-0051（直通）

19. 町内保育園等地図



20. 町内保育園等一覧

●認可保育園

地図 番号	施設名	所在地 (電話番号)	定員						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1	石畑保育園	石畑 1837 (042-557-2780)	9	11	18	22	24	26	110
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:00 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:00 障がい児保育 ○								
2	むさしの保育園	むさし野 1-5 (042-554-1284)	9	18	18	18	18	18	99
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 朝 7:00~7:30 夕 18:30~19:00 短時間 保育園へご相談ください 障がい児保育 ○								
3	東松原保育園	箱根ヶ崎東松原 16-8 (042-557-0140)	6	10	12	16	20	26	90
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:00 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:00 障がい児保育 ○								
4	狭山保育園	駒形富士山 420-1 (042-557-2876)	8	13	14	15	15	15	80
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:00 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:00 障がい児保育 ○								
5	長岡保育園	長岡 4-11-14 (042-556-0916)	6	8	9	13	15	17	68
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:00 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:00 障がい児保育 ○								
6	みずほひじり 保育園	箱根ヶ崎 2515-1 (042-556-2652)	6	12	18	18	18	18	90
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:00 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:00 障がい児保育 ○								
7	とのがや保育園	殿ヶ谷 892-4 (042-557-7601)	6	6	10	12	12	14	60
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:00 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:00 障がい児保育 ○								
8	ぴよぴよ保育園	箱根ヶ崎 363-1 (042-556-3428)	6	6	6	6	6	6	36
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 朝 7:00~7:30 夕 18:30~20:00 短時間 朝 7:00~8:30 夕 16:30~20:00 障がい児保育 ×								

地図 番号	施設名	所在地 (電話番号)	定 員						
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計
9	南平保育園	南平 2-3-4 (042-557-3875)	6	6	6	9	9	9	45
	◎開園時間◎ 保育標準 7:00~18:00 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 保育標準 18:00~20:00 短時間 朝 7:00~8:30 夕 16:30~18:00 障がい児保育 ○								

●認定こども園

地図 番号	施 設 名	所 在 地 (電話番号)	区分	定 員								
				0 歳	1 歳	2 歳	満3歳	3 歳	4 歳	5 歳	小計	合計
10	瑞穂のぞみ こども園	箱根ヶ崎 2492 (042-557-0382)	2号・3号 (保育)認定	3	6	10	－	10	10	10	49	74
			1号 (教育)認定	－	－	－	5	6	7	7	25	
	◎開園時間◎	保育標準 7：30～18：30 短時間 8：30～16：30 教育標準 8：30～14：00										
	延長保育	保育標準 ー 短時間 朝7：30～8：30 夕16：30～18：30 教育標準 朝7：30～8：30 夕14：00～18：30 障がい児保育 ○										

●小規模保育事業所

地図 番号	施設名	所在地 (電話番号)	定 員						
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計
11	ゆめのもり保育園	箱根ヶ崎 2391-1 (042-556-8333)	6	6	7	—	—	—	19
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:30 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:30 障がい児保育 ○								

【注意事項】

- ・0歳児は、産休明け（生後57日目）から入園できます。（瑞穂のぞみこども園を除く）
- ・瑞穂のぞみこども園は、生後6か月以降から入園できます。
- ・各園で延長保育を実施しています。利用可能な時間や年齢等詳細は保育園等にお問い合わせください。
- ・各園とも事前に連絡をしていただければ、見学できます。
- ・各年齢の受け入れ人数は、変更となる場合があります。

●幼稚園

地図 番号	施設名	所在地 (電話番号)	定 員						
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計
12	如意輪幼稚園	箱根ヶ崎 137 (042-557-4183)	—	—	30	120	120	120	390
13	福正寺松濤幼稚園	殿ヶ谷 1127 (042-557-6811)	—	—	—	15			15



21. 町内保育園等紹介

社会福祉法人 武蔵村山育成会 石畑保育園（町立）

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町大字石畑1837

TEL：042-557-2780

駐車場：なし（*児童館駐車場・御嶽神社をお借りしています）

HP：http://www.ans.co.jp/n/ishihata/

定員数：0歳児 9名、1歳児 11名、2歳児 18名

3歳児 22名、4歳児 24名、5歳児 26名（令和6年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:30~19:00 （短時間） 7:30~ 8:30 （短時間） 16:30~19:00	延長保育料	（標準時間）30分毎 500円 月極 3,000円 （短時間） 30分毎 500円 月極 なし ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☑一時預かり ☑障がい児保育 ☑子育て相談 ☑子育てひろば
保育方針等	【保育理念】「子ども、保護者にとってのオアシスであいたい。」 *石畑保育園は子ども・保護者・地域の方々・職員にとって・・・ いさる喜びと しあわせを はくくお たのしい保育園を目指します。 ①子どもの人権を守り、子どもの最善の利益を考慮し保育します。 ②一人一人の子どもに愛情をそそぎ、自己肯定感を持てる子どもに育てます。 ③ゆたかな自然とのふれあいの中で、丈夫な心と身体を育てます。 ④子どもたちが安心して過ごせるよう、安全管理に努めます。 ⑤保護者一人一人の気持ちに寄り添い、共に歩み共に成長し合います。 ⑥地域の人と心を通わせ、笑顔の輪を広げます。 ⑦職員一人一人の専門性と人間性を高め、チームワークを大切にしながら保育します。		

社会福祉法人 高峰福祉会 むさしの保育園（町立）

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町むさし野1-5

TEL：042-554-1284

駐車場：なし（送迎のみ武蔵野コミュニティセンターをお借りしています）

HP：http://www.coho.jp/nursery-musashino/

定員数：0歳児 9名、1歳児 18名、2歳児 18名

3歳児 18名、4歳児 18名、5歳児 18名（令和6年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）7:00~ 7:30 （標準時間）18:30~19:00 （短時間） 7:00~ 8:30 （短時間） 16:30~19:00	延長保育料	（標準時間・短時間） 30分毎 500円 月極 3,000円（朝または夕どちらか） 4,500円（朝・夕どちらも） ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☑一時預かり ☑障がい児保育 ☑子育て相談 ☑子育てひろば
保育方針等	・「じょうぶな体作り」を基本方針として、広い園庭、隣接の武蔵野コミュニティグラウンドを有効に活用し、子どもたちがのびのびと思いきり体を動かして遊べる環境を提供しています。 ・0歳児からの音育を保育に取り入れ、子どもたちの情操を育てています。また、3歳児以上には外部講師による体育指導も実施してケガのしにくい体を育成しながら、体を動かすことの楽しさが味わえる保育を積極的に行っています。 ・子どもたちが育てた野菜を使い、調理保育等の食育にも力を入れています。 ・給食やおやつは添加物のないものを使用し、手作りで食べる意欲が湧くように工夫しています。 食物アレルギーのあるお子さんには代替食を提供しています。 ・恵まれた環境を大切にしながら、四季の移り変わりが体感できるような保育を取り入れています。		

社会福祉法人 ひじり会 東松原保育園

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町箱根ヶ崎東松原16番地8

TEL：042-557-0140

駐車場：5台 ※送迎時のみ利用可

HP：https://hijirikai.or.jp/matubara/

定員数：0歳児 6名、1歳児 10名、2歳児 12名

3歳児 16名、4歳児 20名、5歳児 26名（令和6年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:30~19:00 （短時間） 7:30~8:30 （短時間） 16:30~19:00	延長保育料	（標準時間） 18:30~19:00 500円 月極 3,000円 （短時間） 30分毎 500円 月極 なし ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☒ 一時預かり ☒ 障がい児保育 ☒ 子育て相談 ☒ 子育てひろば
保育方針等	保育目標 ★心身共に丈夫な子 ★自分でよく考え、行動できる子 ★思いやりのある子 を目標に、地域に根差した保育園を目指しています。 ◇ 保育園の特色としては、歩く事で社会の環境や自然に触れ合い、いろいろな体験を通して心身を育む「歩育」を積極的に取り入れ、子ども達の運動能力や体力の基礎作りを心がけています。また裸足保育、ふれあい図書館の設置（絵本の貸し出し）、主食には胚芽米を提供しています。 ◇ 就学前教育の一貫として、幼児クラスより専門講師による「ちゃいるど すてっぴ」を導入しています。自分で考え、主体的に行動できる子や、話が最後まで聞ける子を育て、表現することの楽しさを身につけられるよう、講師と保育士が一緒になって進めています。		

社会福祉法人 恵信会 狭山保育園

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町大字駒形富士山420-1

TEL：042-557-2876

駐車場：5台 ※送迎時のみ利用可

HP：https://keishinkai.life/02sayama/

定員数：0歳児 8名、1歳児 13名、2歳児 14名

3歳児 15名、4歳児 15名、5歳児 15名（令和6年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:30~19:00 （短時間） 7:30~8:30 （短時間） 16:30~19:00	延長保育料	（標準時間認定）月極 3,000円 30分毎 500円 （短時間認定）月極 なし 30分毎 500円 ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☒ 一時預かり ☒ 障がい児保育 ☒ 子育て相談 ☒ 子育てひろば
保育方針等	保育目標 「じょうぶなからだ やさしいところ」 人と人との関係を大切にしながら、ともに育ちあう保育を目指します。 ・4~5歳児 跳び箱、マット運動、縄跳び等各年齢に合ったカリキュラムで体育遊びを行います。 ・3~5歳児 2つのグループに分かれ縦割り保育を行っています。 ・3~5歳児 月1回ちゃいるどすてっぴ（チャイルド社より講師を招き、幼児期の「考える」を伸ばすレッスンを行っています。平成28年度より導入） ・給食は安全でおいしい食事を第一に考え提供しています。季節の食材に触れたりマナー講座などの食育も行っています。添加物は使用していません。		

社会福祉法人 恵信会 長岡保育園

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町長岡4-11-14

TEL：042-556-0916

駐車場：7台 ※送迎時のみ利用可

H P：https://keishinkai.life/01nagaoka/

定員数：0歳児 6名、1歳児 8名、2歳児 9名

3歳児 13名、4歳児 15名、5歳児 17名（令和6年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:30~19:00 （短時間） 7:30~ 8:30 （短時間） 16:30~19:00	延長保育料	（標準時間認定）月極 3,000円 30分毎 500円 （短時間認定） 月極 なし 30分毎 500円 ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☑一時預かり ☑障がい児保育 ☑子育て相談 ☑子育てひろば
保育方針等	保育目標「 じょうぶなからだ やさしいところ 」 豊かな人間性を持って成長できるようともに過ごし保育にあたっています。 ・3~5歳児 毎週火曜日~金曜日 朝礼(体操・園庭でマラソン)を行い「じょうぶなからだ」づくりをしています。 ・縦割り保育を通して異年齢児と関わり「やさしいところ」を育んでいます。 ・4歳児 毎週火曜日 5歳児 毎週火・木曜日 体育遊び(鉄棒、マット運動、縄跳びなど)年齢に応じた活動を行っています。 ・3~5歳児 月1回チャイルドすてっぷ(講師を招き、幼児期の「考える力」を伸ばすレッスンを行っています。) ・3~5歳児 月1回 食育活動		

社会福祉法人 ひじり会 みずほひじり保育園

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町大字箱根ヶ崎2515-1

TEL：042-556-2652

駐車場：7台

H P：https://hijirikai.or.jp/mizuho/

定員数：0歳児 6名、1歳児 12名、2歳児 18名

3歳児 18名、4歳児 18名、5歳児 18名（令和6年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:30~19:00 （短時間） 7:30~ 8:30 （短時間） 16:30~19:00	延長保育料	（標準時間） 18:30~19:00 500円 月極 3,000円 （短時間） 30分毎 500円 月極 なし ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☑一時預かり ☑障がい児保育 ☑子育て相談 ☑子育てひろば
保育方針等	保育目標 ★心身共に丈夫な子 ★自分でよく考え、行動できる子 ★思いやりのある子 を目標に、地域に根差した保育園を目指しています。 ☆保育園の特色としては自然に囲まれた保育環境を活かした木育活動、ふれあい文庫の設置(絵本の貸し出し)、主食には胚芽米も提供しています。 ☆就学前教育の一貫として、幼児クラスより専門講師による「ちやいんど すてっぷ」を導入しています。自分で考え、主体的に行動できる子や、話が最後まで聞ける子を育て、表現することの楽しさを身につけられるよう、講師と保育士が一緒になって進めています。 ☆地域に根差した活動として、老人ホームとの交流や地域の農家の方の所で茶摘み体験や芋ほりをさせて頂いたり、JAさんの協力で落花生堀りなど、地域の方々に助けられ、様々な体験をさせていただいています。		

社会福祉法人 高慈会 とのがや保育園

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町大字殿ヶ谷892-4

T E L：042-557-7601

駐車場：5台

H P：http://tonogayahoikuen.com/

定員数：0歳児 6名、1歳児 6名、2歳児 10名

3歳児 12名、4歳児 12名、5歳児 14名（令和6年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:30~19:00 （短時間） 7:30~ 8:30 （短時間） 16:30~19:00	延長保育料	月極 3,000 円 30 分毎 500 円 ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☒ 一時預かり ☒ 障がい児保育 ☒ 子育て相談 ☒ 子育てひろば
保育方針等	<保育目標> ★いろんなことに挑戦し、自分でやろうとする意欲のある子ども ★気持ちの良い挨拶と素直に「ありがとう」が言える子ども ★友達を受入れ仲良く遊べる子ども ・個々に対応したきめ細やかな保育を行うことによって、情緒の安定と自立を目指します。 ・幼児クラスでは「課業」の時間を設定し、発達段階に合わせた「身に付けたい能力を育む活動（体育・音楽・制作・文学等）」を実施しています。 ・給食では、地元産の食材を活用した地産地消に努め、無添加食材の使用に取り組んでいます。		

株式会社 ぴよぴよハウス ぴよぴよ保育園

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町大字箱根ヶ崎363-1

T E L：042-556-3428

駐車場：4台

H P：http://www.piyoioyohouse.com

定員数：0歳児 6名、1歳児 6名、2歳児 6名

3歳児 6名、4歳児 6名、5歳児 6名（令和6年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間） 7:00~ 7:30 （標準時間） 18:30~20:00 （短時間） 7:00~ 8:30 （短時間） 16:30~20:00	延長保育料	月極 3,000 円 30 分毎 500 円 ※延長保育利用者は満1歳児以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☒ 一時預かり ☐ 障がい児保育 ☒ 子育て相談 ☒ 子育てひろば
保育方針等	～ JR 八高線 箱根ヶ崎駅より徒歩2分の駅近保育園です ～ 【保育目標】◇仲良く遊べる子ども ◇あいさつのできる子ども ◇思いやりのある子ども ◇意欲を持つ子ども ☆少人数ならではの家庭的な雰囲気の中で人との係わり合い方を学び、愛情をいっぱい注ぎ、安心できる環境の中で情緒の安定を図ります。 ☆豊かな環境の中で子どもの興味・関心を大切に、充実感や達成感を味合わせ、心情や意欲の心を養います。 ☆子どもが安定した1日を過ごせるよう家庭との連絡を密にとり、連携を大切にして安心・安全な保育を行います。 ☆地域・小学校・各教育機関などと連携しながら各家庭を支え、保育者も学びながら子ども一人一人に寄り添い見守っていく保育を行います。		

有限会社 多摩エンゼル 南平保育園

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町南平2-3-4

T E L：042-557-3875

駐車場：6台

H P：<https://www.ans.co.jp/n/minamidaira/>

定員数：0歳児 6名、1歳児 6名、2歳児 6名

3歳児 9名、4歳児 9名、5歳児 9名 計45名（令和7年1月1日から）



開園時間	保育標準時間 7:00~18:00 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:00~20:00 （短時間） 7:00~ 8:30 16:30~18:00	延長保育料	10分毎 100円（保育・教育共通） 【2号・3号（保育）認定児】 18:00~18:30 月極 3,000円 18:00~19:00 月極 6,000円 18:00~19:30 月極 8,000円 18:00~20:00 月極 10,000円
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☑一時預かり ☑障がい児保育 ☑子育て相談 ☑子育てひろば
保育方針等	【3つの「保育方針」に沿って、一人ひとりのお子さまをサポートいたします】 1. 家庭的な雰囲気をもとに、快適に生活できる環境の中で、人への信頼を育てます。 2. 保育目標を柱に次段階へ送り出せる保育を行います。 3. 「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域に基づき、日々の保育の繰り返しが成長の過程となるよう見守っていきます。 なお、2号認定児は給食費4,500円（毎月）がかかります。		

学校法人 希望の庭学園 瑞穂のぞみこども園

施設類型：幼稚園型認定こども園

所在地：瑞穂町大字箱根ヶ崎2492

T E L：042-557-0382

駐車場：なし ご相談ください。

H P：<http://www.kibounoniwa.jp/>

定員数：【保育園】0歳児 3名、1歳児 6名、2歳児 10名、3歳児 10名、4歳児 10名、5歳児 10名

【幼稚園】満3歳 5名、3歳児 6名、4歳児 7名、5歳児 7名（令和6年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（短時間）7:30~ 8:30 （短時間）16:30~18:30 教育標準時間 8:30~14:00 ※延長保育 7:30~ 8:30 14:00~18:30	延長保育料	（保育・教育共通） 7:30~8:30 300円 保育16:30以降 教育16:00以降 30分毎 150円 （保育・教育共通） 18:00以降 30分毎 300円
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☑一時預かり ☑障がい児保育 ☑子育て相談 ☑子育てひろば
保育方針等	子ども達の居場所として、暖かな環境と暖かい先生。 こどもの主体性や個性を尊重し、自分からやりたいという気持ち（主体性）自分を信じる心、人のことを大好きになる事、学ぶことを楽しめることを大切にしています。経験や対話的な学びを大切にしています。 1号認定、新2号認定：施設整備費2,000円/月 教育充実費5,500円/月 教材費500円/月 保護者負担軽減補助金 5,300円/月以上~10,700円/月まで 2号認定：施設整備費 2,000円 教育充実費 3,000円 教材費500円/月 3~5歳児については、給食費5,000円/月~入園準備金なし。入園時制服など25,000円程度。		

株式会社 クローバーキッズ ゆめのもり保育園

施設類型：小規模保育事業所

所在地：瑞穂町大字箱根ケ崎2391-1

TEL：042-556-8333

駐車場：5台

H P：https://ym.cloverkid-s.com

定員数：0歳児 6名、1歳児 6名、2歳児 7名（令和6年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:30～18:30 保育短時間 8:30～16:30 ※延長保育（標準時間）18:30～19:30 （短時間） 7:30～ 8:30 （短時間） 16:30～19:30	延長保育料	30分毎 500円 ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29～1/3）	特別事業	☒ 一時預かり ☒ 障がい児保育 ☒ 子育て相談 ☐ 子育てひろば
保育方針等	保育目標 「こころ と からだ を健康に育てる」 「保育所保育指針」に基づき、職員は、各家庭に合わせた保育を行うこと、そして、子どもの発達にに応じて、ゆったりした保育を提供します。 職員は、子どもの心を大切に、常に子どもの視点に立って接していきなかに、子どものもてる可能性を、子ども自身の力で開花させていく保育の実践に全力を注ぎます。		

学校法人 如意輪学園 如意輪幼稚園

施設類型：幼稚園

所在地：瑞穂町大字箱根ケ崎137

TEL：042-557-4183

駐車場：円福寺駐車場を利用しています

H P：https://www.nyoirin.jp/

定員数：2歳児 30名、3歳児 120名、4歳児 120名、5歳児 120名（令和6年11月1日現在）



開園時間	保育時間 8:30～14:00 ※行事や曜日によって、降園時間は異なります。 ※延長保育 7:30～ 8:30 14:00～19:00	延長保育料	400円～ 1時間ごとに200円 ※多く利用される方には、 定額のパスポートがあります。
休園日	土曜・日曜・祝日 夏期・冬期・春期休暇（預かり保育は実施）	特別事業	☐ 一時預かり ☒ 障がい児保育(要相談) ☒ 子育て相談 ☒ 子育てひろば
保育方針等	【教育理念】 「豊かな心を持った たくましい子どもに育てよう」 【保育の3本柱】 ●「食育」…乳・卵を使用せず、オーガニック食材で作った玄米和食で、体も心も元気にします。 ●「態度教育」…あいさつや返事、履物を揃える、姿勢を正すなど、しつけの第一歩となる礼儀作法を身につけます。 ●「もじ・かず教育」…「もじ・かずあそび」を通して、自然に文や数字に興味を持ちます。 【4年保育の実施】 ●2歳児から在園児としてお預かりする4年保育を実施しています。		